

## 第11期第3回福岡県個人情報保護審議会次第

日時 平成25年8月22日(木) 10:00～

場所 県庁10階北棟特9会議室

### 次第

- 1 電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について(諮問・答申)
  - ・ インターネットのホームページによる北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者情報提供事務
- 2 不服申立部会の審査結果について(報告)
  - ・ 児童に関する記録等に係る個人情報部分開示決定に対する異議申立て
  - ・ 不適格事実照会受理表に係る個人情報部分開示決定に対する審査請求
- 3 個人情報の流出事案について(報告)
  - ・ 電子メールの誤送信
  - ・ 無料メール共有サービスの利用における情報の不適切な管理
- 4 個人情報保護条例の運用状況について(報告)
- 5 その他

### [配付資料]

- 福岡県個人情報保護審議会委員名簿(第11期)
- 福岡県個人情報保護審議会事務局職員一覧
- 電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について(諮問・答申)
- 不服申立部会の審査結果について
- 個人情報の流出事案について
- 個人情報保護条例の運用状況について
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)について

第11期福岡県個人情報保護審議会委員名簿  
 (敬称略・50音順)

氏名	役職名
あいもと みちこ 相本 倫子	(株)西日本新聞社編集局編集センター記者
うつのみや たみこ 宇都宮 多美子	福岡県民生委員児童委員協議会監事
おかもと ひろし 岡本 博志	北九州市立大学都市政策研究所長 (同大学法学部教授)
さかぐち しげかず 坂口 繁和	弁護士(坂口繁和法律事務所)
さかもと ひろし 坂本 比呂志	九州工業大学情報工学部准教授
せいいち ともこ 勢一 智子	西南学院大学法学部教授
はらだ のりまさ 原田 憲正	山九株式会社労政部人権啓発担当参与
みぞた あけみ 溝田 明美	(株)コンピュータ教育社代表取締役社長
もり さきこ 森 咲子	(株)咲ら化粧品代表取締役

## 平成25年度事務局職員名簿

(平成25年4月1日現在)

### 1 県民情報広報課

職名	氏名	転出職員
県民情報広報課長	野田 和孝 (新)	米倉 秀之
県政情報監	飯田 みゆき (新)	小山 雅千子
参事補佐	中野 進	
情報公開係長	光安 一英	
事務主査	上野 義次	
事務主査	野田 和美	安武 秀樹
主任主事	渡邊 直	
主任主事	高尾 亜矢子 (新)	
主任主事	土斐崎 清香 (新)	
主事		白木 勇氣

### 2 市町村支援課

職名	氏名	転出職員
課長補佐	森永 正博	
行政係長	野崎 一廣	
主任主事	吉武 春樹 (新)	田中 和敏
主事	服部 誠一	

1 電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項  
について（諮問・答申）

- ・ インターネットのホームページによる北朝鮮による拉致の  
可能性を排除できない行方不明者情報提供事務

福岡県警察本部長 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 岡本博志

電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について（答申）

平成25年7月31日福警外第1616号により諮問のあった福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第6条に規定する電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項については、公益上必要があると思われるため、下記のとおり適当なものとして認めます。

記

1 電子計算組織の結合による提供の制限（第6条関係）

事務の名称	インターネットのホームページによる北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者情報提供事務
所管課名	福岡県警察本部長
事務の目的	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明事案の早期解決を図るため、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者に関する情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行う。
識別される個人の類型	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者
提供する個人情報の種類	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の氏名、年齢、住所、職業、身体特徴、写真、行方不明時の状況
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について（平成18年3月10日17個保審第6号）の別添の表の「個人情報の取扱い」の項による。 ただし、同項中(4)を除き、(6)を以下のとおりとする。 (6) ホームページで提供されている個人情報について、本人の家族等から、誤りがあるとして申出があった場合又は継続して提供されることを望まない旨の申出があった場合は、直ちに当該個人情報の提供を中止する措置が講じられること。

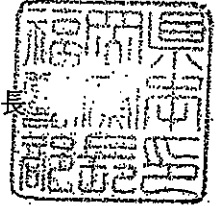


福警外第1616号

平成25年7月31日

福岡県個人情報保護審議会会長 殿

福岡県警察本部長



電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について（諮問）

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第6条第3項の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めます。

記

1 事務の名称

インターネットのホームページによる北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者情報提供事務

2 事務の目的

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者情報について、インターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報を公開することにより、広く県民等から情報を収集し、もって北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明事案の早期解決を目的とする。

3 識別される個人の類型

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者

4 提供する個人情報の種類

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の氏名、年齢、住所、職業、身体特徴、写真、行方不明時の状況

5 提供の相手方

県民等（インターネット利用者）

インターネットのホームページによる「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者に関する情報」の公表について

## 1 北朝鮮による拉致問題情勢

北朝鮮の金正日国防委員長が、平成14年9月に行われた日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、蓮池薫さんら5人を無事に日本へ帰国させたが、その他の日本人拉致被害者の安否については納得のいく説明はなく、「拉致問題は解決済み」とした。

その後、北朝鮮は、平成20年6月に「拉致問題は解決済み」との従来立場を変更し、全面的な調査の実施を約束したにもかかわらず、平成22年10月、宋日昊外務省朝日会談担当大使が、拉致問題について、「我々は、解決のためのあらゆる誠意を尽くした」と主張するなど、いまだ問題の解決に向けた具体的な行動を取っていない。

## 2 警察の取組み

### (1) 全国警察の取組み

警察では、日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断し、北朝鮮工作員等拉致に関与したとして8件に係る11人について、逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

また、警察では、これらの事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、告訴・告発や相談・届出に係る事案についても、関係機関と連携の強化を図りつつ、警察の総力を挙げて徹底した捜査や調査を進めている。

なお、警察庁は、各都道府県警察に対して、「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の都道府県警察のウェブサイトへの掲載について」（平成25年6月28日付け警察庁丁外事発第118号）を发出し、引き続き北朝鮮との関連性を示す情報を含めて、広く国民からの情報提供を求めるよう示達している。

これを受け、全国都道府県警察は平成25年6月28日付けで、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者（以下「行方不明者」という。）に関する情報をインターネットのホームページに公表し、広く国民から情報提供を求めているが、一部の府県警察においては、個人情報インターネットのホームページに公表することが当該府県の個人情報保護条例に抵触するため、個人情報保護審議会の意見を聴いた上で順次、同様に公表することとしている。

### (2) 本県警察の取組み

県警察としては、行方不明者の家族等対策を継続して行い、各種照会や関係者に対する事情聴取を行う等の調査・捜査を積極的に推進しているところである。

また、ホームページ掲載までの補完措置として、行方不明者に関する情報（14名

分)を、別添「ホームページの掲載例」のとおり出力し、平成25年7月10日から、福岡県警察本部総務課情報公開室において、県民に公表している。

### 3. ホームページによる行方不明者に関する情報の公表の必要性

拉致の可能性を排除できない事案については、相当の年数を経過しているものが多く、新たな情報が得られにくい状況の中で、行方不明者に関する情報を公表することは、多数のインターネット利用者が存在する現代社会において、捜査・調査を推進していく上で最も有効な手段と考えられる。

### 4 公表する個人情報の内容

インターネットのホームページにより公表する個人情報の内容は、行方不明者に係る

- 氏名
- 年齢
- 住所
- 職業
- 身体特徴
- 写真
- 行方不明時の状況

である。

本件個人情報の公表については、

- ・ 家族等が公表を希望し、かつ、家族等から同意書の提出を受けていること
- ・ 公表する個人情報については、今後の捜査・調査に支障を来さぬよう必要最小限の記載にとどめること

を厳格な要件とすることで、ホームページ掲載により、新たに当該個人の権利利益を不当に侵害することのないようにする。

また、掲載期間については、当該行方不明者が発見されたとき、あるいは、家族等が公表を止めるよう申し立てたときを除いて、北朝鮮による拉致問題が解決するまでとする。

### 5 参考資料

ホームページの掲載例



## 【拉致の可能性を排除できない行方不明の方】

写 真

氏名 ○○ ○○(○○ ○○)さん

年齢 ○歳(昭和○年当時)  
現在○歳(平成25年8月○日現在)

住所 福岡県○○市

職業 ○○

身体特徴 ○○、○○

昭和○年、○○○○さんは勤務先へ出勤することなく、行方不明となっています。○○○○さんに関する情報を御存知の方は、どんな小さなことでも結構ですから、情報をお寄せ下さい。

連絡先 福岡県警察本部外事課  
電話番号092-641-4141(内線5837)  
FAX番号 同上  
Email jiken-gaiji@police.pref.fukuoka.jp

警察庁は28日、北朝鮮による拉致の可能性が排除できない行方不明者について、家族の同意を得た次から順次、名前や写真、不明時の状況を各都道府県警察のホームページ（HP）に掲載すると発表した。

### 拉致可能性のある不明者情報 警察サイトに掲載

警察庁は28日、計169人の情報を失踪当時の居住地や失踪場所を管理する警察のHPに掲載する。同行は3月、行方不明者の捜査を徹底するため、外事課に特別指導班を設置。全国の警察本部に対する捜査方針などの指導を強化している。864人のうち一部の家族からは、既にDNA型鑑定用の資料を採取しているという。

## 2 不服申立部会の審査結果について（報告）

- ・ 児童に関する記録等に係る個人情報部分開示決定に対する異議申立て
- ・ 不適合事実照会受理表に係る個人情報部分開示決定に対する審査請求

## 不服申立部会の審査結果（報告）

### 1 児童に関する記録等に係る個人情報部分開示決定に対する異議申立て事案

#### (1) 個人情報の開示請求（平成24年8月20日）

（請求内容）

福岡県久留米児童相談所作成の児童に関する調査記録等に記載された異議申立人の子の個人情報の開示請求を行ったもの。

#### (2) 部分開示決定通知（平成24年9月4日）

（決定内容）

別紙「不開示部分一覧表」のとおり

#### (3) 異議申立（平成24年9月27日）

#### (4) 審議会に諮問（平成24年10月29日）

#### (5) 審議会での審査経過（不服申立部会）

平成24年11月29日 審査（概要説明）

平成25年1月17日 審査（論点整理）

平成25年2月22日 審査（答申案）

平成25年2月22日 実施機関に答申

（答申内容）

実施機関が行った部分開示決定により不開示とした情報のうち、別表1及び2に掲げる情報については開示すべきである。

別表1

本件個人情報記録された公文書	開示すべき情報
ケース記録	相談対象児童の氏名

別表2

本件個人情報記録された公文書	開示すべき情報
相談処理決裁伺	「受理年度」、「受理月」、「受理年月日」、「当初受理年度」及び「受理伺年月日(処理年月日)」欄に記載された情報
児童記録票	「記入月日」及び「通告者」欄並びに相談者（異議申立人）が自ら記載した部分に記載された情報
ケース記録	相談受付日時、相談者名、相談者からの連絡日及び相談方法等の相談者に関する情報並びに相談対応者名

## 2 不適格事実照会受理表に係る個人情報部分開示決定に対する審査請求事案

### (1) 個人情報の開示請求 (平成24年10月10日)

(請求内容)

福岡県警察本部交通部運転免許管理課保管に係る「不適格事実照会受理表」に記載された審査請求人の子の個人情報の開示請求を行ったもの。

### (2) 部分開示決定通知 (平成24年10月23日)

(決定内容)

不開示とした情報	根拠規定 福岡県個人情報保護条例 第14条第1項の該当号
不適格事実照会受理表の「署受理者」欄及び「聴聞係」欄の警部補以下の職員の印影	第6号 (警察職員情報)

### (3) 審査請求 (平成24年12月18日)

### (4) 審議会に諮問 (平成25年3月21日)

### (5) 審議会での審査経過 (不服申立部会)

平成25年5月16日 審査 (概要説明)

平成25年6月20日 審査 (論点整理)

平成25年7月18日 審査 (答申案)

平成25年7月18日 実施機関に答申

(答申内容)

実施機関が行った個人情報部分開示決定は妥当である。

## 不開示部分一覧表

本件個人情報 が記録された 公文書	不開示とした情報	根拠規定 福岡県個人情報保護条例 第14条第1項の該当号
相談処理決裁伺(平成23年2月分)		
	児童に関する基本的事項のうち、「受理年度」、「受理月」、「受理年月日」及び「当初受理年度」欄 受理伺の項のうち、「受理伺年月日(処理年月日)」欄	第1号
	児童に関する基本的事項のうち「当初相談種別」欄 受理伺の項のうち、「通告先区分」、「相談種別」、「詳細区分」及び「理由(通告内容)」欄	第5号
	処遇伺の項のうち、「処遇伺」、「理由(処遇方針)」及び「措置(処理)内容」欄	第5号
児童記録票(平成23年2月15日)		
	「通告者」欄に記載された日付	第1号
	「通告者」欄に記載された日付以外の部分及び「主訴」欄	第4号
	経過欄のうち、関係機関への照会及び回答に関する情報	第5号
	「相談種別」欄及び経過欄のうち、調査に基づく児童福祉司の評価に関する情報	第5号
ケース記録(平成23年2月15日～9月7日分)		
	相談者の相談内容及び当該相談への対応に関する情報	
	児童記録票(平成23年9月7日相談対応時、相談者記載分)	
	「児童氏名」、「性別」、「生年月日」、「住所」及び「連絡先」欄 家族状況の項のうち、「続柄」、「氏名」、「生年月日」、「勤務先」及び「記事」欄 親族の項のうち、「氏名」欄 「主訴」の項	第1号
相談処理決裁伺(平成24年5月分)		
	児童に関する基本的事項のうち、「受理年度」、「受理月」、「受理年月日」及び「当初受理年度」欄 受理伺の項のうち、「受理伺年月日(処理年月日)」欄	第1号
	児童に関する基本的事項のうち、「当初相談種別」欄 受理伺の項のうち、「通告先区分」、「虐待通告先細区分」、「主たる虐待者」、「相談種別」、「詳細区分」及び「理由(通告内容)」欄	第5号
	処遇伺の項のうち、「処遇伺」、「理由(処遇方針)」及び「措置(処理)内容」欄	第5号
児童記録票(平成24年5月14日)		
	「記入月日」欄	第1号
	「通告者」及び「主訴(相談通告の要旨)」欄	第4号
	関係機関の項のうち、「関係機関名」及び「電話番号等」の欄	第5号
	「相談種別」欄	第5号
ケース記録(平成24年5月11日～5月24日分)		
	相談者の相談内容、当該相談への対応及び面接調査対象者の発言内容に関する情報	第1号
	関係機関との協議及び調整に関する情報	第4号
	調査及び判定に基づく児童福祉司の評価に関する情報	第5号

### 3 個人情報の流出事案について（報告）

- ・ 電子メールの誤送信
- ・ 無料メール共有サービスの利用における情報の不適切な管理

平成25年8月22日  
総務部県民情報広報課

## 個人情報の流出事案について

平成25年1月以降、個人情報の流出事案が3件発生している。  
流出事案の詳細は、次のとおり。

### 1 総合政策課における流出事案について

#### (1) 概要

企画・地域振興部総合政策課の職員が、福岡ERIA国際フォーラムの開催案内を一括送信する際に、メールアドレスをBCCではなく宛先に記載して送信したため、配信したそれぞれの間でメールアドレスを知りうる状態となったもの。

#### (2) 日時

平成25年1月15日（火）11:14～11:18

#### (3) 流出した個人情報

福岡ERIA国際フォーラム開催案内配信者のメールアドレス 155名分

#### (4) 関係者への対応

関係者各位に対し、電話で直接謝罪を行うとともに、メールアドレスの削除を依頼。

#### (5) 再発防止策

個人情報の適正な管理について各職員に注意喚起するとともに、外部へのメール送信の際は、複数の職員によるチェックを行うこととした。

### 2 労働政策課（委託先）における流出事案について

#### (1) 概要

福祉労働部労働政策課の委託先である公益社団法人福岡県雇用対策協会（福岡県若者しごとサポートセンター）が、就職応援フェアの参加企業担当者に対し、事務連絡を一括送信する際に、メールアドレスをBCCではなく宛先に記載して送信したため、参加企業担当者のそれぞれの間で、参加企業担当者の氏名及びメールアドレスを知りうる状態となったもの。

#### (2) 日時

平成25年1月11日（金）13:35



(3) 流出した個人情報

就職応援フェアの参加企業担当者の氏名及メールアドレス 145名分

(4) 関係者への対応

福岡県雇用対策協会から関係者に対し謝罪を行うとともに、メールアドレスの削除を依頼。

(5) 再発防止策

労働政策課は、福岡県雇用対策協会に対して再発防止のための必要な措置の実施と報告書の提出を指示し、同協会から以下の事項について実施する旨報告を受けている。

ア 職員研修の定期的な実施

イ 危機管理マニュアルの策定

ウ 誤送信防止ソフト(SecureCube)の導入

エ 一斉メール送信時における送信者及び第三者による確認の徹底

3 広域地域振興課における流出事案について

(1) 概要

インターネット上での無料メール共有サービス「グーグルグループ」を利用して、京築応援団会報編集委員と事務連絡等を行っていたところ、メールの閲覧対象範囲の設定を適切に行っていなかったため、誰でも閲覧可能な状態となっていたもの。

(2) 日時

平成24年5月11日(金) 21:09～

平成25年7月10日(水) 14:47

(3) 閲覧可能となっていた個人情報

ア 京築応援団会報編集委員の氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレス  
14名分

イ 京築応援団会報編集委員の住所 1名分

ウ イベント関係者の電話番号 1名分

(4) 関係者への対応

直ちに閲覧設定を変更するとともに、関係者各位に対し電話で直接謝罪。

(5) 再発防止策

ア 広域地域振興課内の全職員に対して、個人情報の厳重な管理について注意喚起を実施。

イ インターネット上の無料サービス利用に関する注意文書を作成し、広域地域振興課内職員に周知するとともに、利用の際は、上司による閲覧設定等の確認を徹底するよう指導。

#### 4 個人情報の取扱いに対する指導について

1 及び 2 の流出事案の発生を受け、本庁及び出先機関の全所属に対して、「電子メールによる個人情報漏えい等の事故防止について」を通知し、職員の自己点検及び委託先における個人情報取扱いに対する監督の実施を指導。

流出事案が発生した所属については、平成 25 年度に実施する個人情報の管理状況に関する定期監査において、監査対象所属として選定（広域地域振興課は、監査対象所属に追加）し、当該所属における個人情報管理体制等について監査を実施。

#### □添付資料

- ・ 記者発表資料
- ・ 関連新聞記事
- ・ 通知文書

平成 25 年 1 月 15 日

担当課：総合政策課  
直 通：092-643-8159  
内 線：2624  
担当者：上玉利、古賀

## 電子メールの誤送信について

企画・地域振興部総合政策課において、福岡 ERIA 国際フォーラムの開催案内を電子メールにて配信した際に、他者のメールアドレスを表示させて送信しました。

1. 内容および件数  
電子メールアドレス(携帯メールアドレスを含む)  
155 件 (うち、17 件は返送)
2. 日 時  
平成 25 年 1 月 15 日(火) 11:14~17:18
3. 発生場所  
福岡県企画・地域振興部総合政策課
4. 内 容  
福岡 ERIA 国際フォーラムの開催案内を一括して送信する際に、メールアドレスを非表示とするために Bcc に記載せず、宛先に記載して送信したため、配信したそれぞれの間でメールアドレスを知りうる状態となったもの。
5. 関係者への対応  
(1) 県より関係者各位に対し謝罪を行うとともに、メールアドレスの削除を依頼  
(2) 県より関係者各位に対し電話で直接お詫び
6. 今後の対応  
個人情報の厳重な管理について各職員に注意喚起するとともに、今後、外部へのメール配信の際には必ず複数の職員によるチェックを行ったうえで送信するよう管理体制の強化、再発防止策を講じる。
7. 本件に関する関係者からの問い合わせ等  
現時点では寄せられていない。(16時30分現在)

### 参考 福岡 ERIA 国際フォーラム

- ・ 東アジア・アセアン経済研究センター(Economic Research Institute for ASEAN and East Asia: ERIA)と共催で、平成 24 年 2 月に国際フォーラムを開催
- ・ 第 2 回目を平成 25 年 2 月 14 日(木)に開催予定

平成25年1月16日

担当課:福祉労働部労働政策課
直通:092-643-3592
内線:4241
担当者:坂井

### 電子メールの誤送信について

福岡県若者しごとサポートセンターで実施予定の就職応援フェア(合同会社説明会)について、同センターが参加企業に対し電子メールによる事務連絡を行った際に、誤って他の参加企業のメールアドレス等を表示させて送信しました。

#### 1 内容及び件数

就職応援フェア参加企業担当者の氏名及び電子メールアドレス  
145件

#### 2 日時

平成25年1月11日(金曜日) 13時35分

#### 3 発生場所

福岡県若者しごとサポートセンター  
(県が公益社団法人福岡県雇用対策協会に運営を委託)

#### 4 内容

就職応援フェア(1月17日開催)の参加企業担当者(145件)に対し、事務連絡(当日の注意事項等)を一括して送信する際に、メールアドレスを非表示とせず宛先に記載して送信したため、参加企業担当者のそれぞれの間で氏名及びメールアドレスを知りうる状態となったもの。

(「BCC」に記載せず「宛先」に記載して送信)

#### 5 関係者への対応

福岡県若者しごとサポートセンターから関係者に対し謝罪を行うとともに、メールの削除を依頼

#### 6 県の対応

福岡県若者しごとサポートセンターに対し、個人情報の適切な管理を指示するとともに、管理体制の強化、再発防止のための措置などを指示

#### 7 本件に関する関係者からの問い合わせ等

これまでに「他の方のメールアドレスが表示されている」と指摘する電話が2件、電子メールが1件、福岡県若者しごとサポートセンターに寄せられている。

平成25年7月11日

担当課：システム管理課  
直 通：092-643-3196  
内 線：2507  
担当者：北村

## グーグルグループの利用における情報の不適切な管理について

インターネット上でメールを共有できる米国グーグル社の無料サービス「グーグルグループ」で個人情報や中央官庁の内部情報が誰でも閲覧できる状態になっているとの報道が相次いだ。この報道を受け、7月10日、次の対応を行った。

### 1 県における利用状況の把握

- 県におけるインターネット利用においては、グーグルグループの利用は原則として認めておらず、職員は通常、共用パソコンでグーグルグループを利用することはできない（フィルタリング）。

業務上利用が必要な場合、所属から当課に協議いただき、当課で個別にアクセス解除の措置をとっている（フィルタリングの解除）。

- グーグルグループについては、39名のフィルタリング解除を行っている。

このうち、グーグルグループを実際に利用していた者は5名で、うち3名が適切な閲覧設定を行わずに利用していた。

3名のうち2名について、まちづくりの会報のやり取りを行っており、編集委員名簿、会議録等が閲覧可能な状態になっていた（詳細別紙）。

なお残り1名については、個人情報や内部情報のやり取りは行っていない。

### 2 注意喚起の実施

- 関係職員に対し注意喚起を行った。初期設定のまま利用していた3名については、直ちに閲覧設定を変更した。

- 県職員向けのポータルサイトを通じて、全職員に対して情報共有サービス等を利用する際には、閲覧設定に十分留意するよう、注意喚起を行った。

- なお、情報セキュリティ対策に万全を期するため、全所属に本日改めて公文書で注意喚起を促すとともに、併せて委託事業者や外郭団体等へも注意喚起を行うよう依頼する。

## 別紙

企画・地域振興部広域地域振興課において、京築応援団の会報編集委員に対しグーグルグループを利用して事務連絡を行った際に、初期設定のまま使用していたことから、編集委員間のメールが誰もが閲覧できる状態になっていた。

### 1 内容及び件数

- ①京築応援団会報編集委員の氏名、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスが記載された名簿（14名分、平成24年5月11日、5月22日、10月3日及び12月18日の計4回送付）
- ②編集委員の住所（1名分、1件）
- ③イベント関係者（専門家）の電話番号（1名分、1件）

### 2 日時

平成24年5月11日（金）21:09～平成25年7月10日（水）14:47

### 3 発生場所

福岡県企画・地域振興部広域地域振興課

### 4 関係者への対応

直ちに閲覧設定を変更するとともに、県より関係者各位に対し電話で直接お詫び

### 5 今後の対応

個人情報の厳重な管理について各職員に注意喚起するとともに、今後、グーグルなどインターネット上の無料サービスを利用する際には、必ず閲覧設定を確認した上で利用するよう指示

### 6 本県に関する関係者からの問い合わせ等

現時点では寄せられていない。（16時00分現在）

#### 参考 京築応援団

- ・京築に住む人、京築を訪れる人、京築の商品を買う人、京築神楽の愛好者などからなる京築地域の応援団を、平成22年8月に設立。
  - ・団員には会報誌等の発行を通じて京築地域の旬の情報を届けているほか、団員交流イベントの開催を通じ、京築地域ブランドの核となってもらおう取組を進めている。
- 現在の団員数は、2,187名（平成25年7月11日現在）。

#### 【問い合わせ】

担当課：広域地域振興課

直通：092-643-3178

内線：2646

担当者：石田、宮崎

### 16 メールアドレス誤配信

H25.11.16 本  
H25.11.16 県、フォーラム開催案内で 155件分

県は15日、2月14日に「すべてのメールアドレスを誤配信中」と発表し、専ら「アセアン経済研究センター(ERIA)」と併催して福岡市で開く「福商ERIA国際フォーラム」の開催案内を、電子メールで計155分の企業や団体、個人に一斉送信する際、155件分の担当職員1人が、アドレス

を非表示にする操作をしないまま配信した。同課は誤配信したすべての関係先に、謝罪とアドレス削除を依頼するメールを送った上で、手分けして電話で連絡を取っている。同課は再発防止について「外部へのメールアドレスの際は、必ず複数の職員でチェックした上で送信した」としている。

### 県がメール送信ミス

H25.11.16 155人分のアドレス表示  
H25.11.16 県は15日、県など主催の福商ERIA国際フォーラム開催を案内する配信メールで、受信者のメールアドレス計155人分を全員が見られる状態で誤って送

たと発表した。うち17人分は実際には届かなかった。県総合政策課によると、155人は昨年(2014年)のフォーラムの参加者ら。個々の送信先を伏せる「BCC(ブラインド・カーボン・コピー)」欄以外に全アドレスを入力したのが原因。受信者には謝罪し、メールの削除を依頼した。

### 155人分のアドレス

H25.11.16 本  
H25.11.16 県がメール誤送信  
H25.11.16 県は15日、総合政策課が電子メールを誤送信して個人のメールアドレス

ドレス155人分を漏れさせた」と発表した。同課によると、職員1人が同日午前11時過ぎ、県主催行事の過去の参加者約600人に2月の予定行事の案内を送信しようとして、約40人ずつ4回送信した際、誤ってこのアドレスからも他の約40の送信先が見られる状態で送った。途中で職員が誤送信に気づき中止した。その後、同日午後から各送信先に電話で謝罪し、他アドレスの削除を依頼したという。

毎日新聞

### 県、また誤送信で漏出

県は16日、県が設置した就職支援窓口「県若者しごとサポートセンター」(中央区天神)で電子メールの誤送信があり、個人のメールアドレス145人分を漏出させたと発表した。

県労働政策課によると、漏出させたのは県が同センター運営を委託している県雇用対策協会。女性職員1人が11日午後、今月予定している会社説明会の参加企業の担当者に事務連絡しようとした際、送信先全てを誤って宛先とし、他の送信先の氏名、アドレスが表示される状態で送ったという。同日夕、「他の方のアドレスが表示されている」と指摘する電話2件が寄せられ判明。センターは関係者に謝罪し、メール削除を依頼したという。

県では15日も個人のアドレス155人分を漏出させる誤送信が明らかになったばかり。

毎日新聞

### 145人分のメール

### 県また送信ミス

県は16日、県若者しごとサポートセンター(福岡市)がイベントの参加者に送った配信メールについて、受信者の名前とメールアドレス計145人分を全員が見られる状態で誤って送ったと発表した。

県労働政策課によると、内容は合同会社説明会の事務連絡で、145人は参加企業の担当者ら。個々の送信先を伏せる「BCC(ブラインド・カーボン・コピー)」欄以外に全アドレスを入力したのが原因。受信者に謝罪し、メールの削除を依頼した。県は、15日も別の課で同様のミスをしたと発表したばかり。



# 県またメール誤送信

18日 本社  
 15日 会社説明会  
 15日 事務連絡で アドレス15人分

県は16日、県が福岡市中央区天神に開設している就職相談窓口「県若者しごとサポートセンター」にて電子メールの誤送信があり、145人分のメールアドレスを流出させたことが発表された。

県労働政策課によると、センターの運営を委託する県雇用対策協会の職員が11日午後、合同会社説明会「就職応援フェア」(17日、福岡市)の参加企業担当者へ電子メールで事務連絡をする際、すべての会社名と担当者名、メールアドレスを非表示にする操作をしないまま送信した。

判明。センターは関係先に謝罪するとともに、メールの削除を依頼した。県はセンターに対し、個人情報を適切に取り扱うよう指示した。

県では15日にも、総合政策課の職員が企業や個人などのアドレス1505件を誤送信するミスが発覚したばかりだった。

11日のうちに「他の方のメールアドレスが表示されている」と指摘する電話がセンターに寄せられ

# 「閲覧可能」他に2省

## 農水・国交メール対策会議で報告

政府は11日、環境省と復興庁の内部メールなどがインターネット上で誰でも閲覧可能な状態になっていた

問題を受け、各官庁の官房長らによる「情報セキュリティ対策推進会議」を首相官邸で開いた。会合では、

農水省と国土交通省でも同様の事案があったことが新たに報告された。議長の杉田和博官房副長官は各官庁

に対し、早急に実態を調べよう指示した。

いずれの省庁ともグーグル社の無料メール共有サービス「グーグルグループ」を利用していた。

農水省では11年4月から今年9日まで、宮崎県での官民協働による照葉樹林保護・復元プロジェクトで、NPO法人や九州森林管理

局など関係者が情報連絡のために、このサービスを利用。国交省では昨年8月から今年3月、東北地方整備局から業務を受注した建設

コンサルタントが整備局職員との連絡に使っていた。

また、厚生労働省は、一部の医療機関や介護施設で患者の個人情報などが誰でも閲覧可能だったと報告した。厚労省は、各都道府県が所管している医療・介護事業者に注意喚起するよう文書で求めた。【水脇友輔】

### 「グーグルグループ」

#### 政府が対策会議

#### 再発防止を指示

環境省などの内部情報が、米グーグル社の電子メール共有サービスで誰でも見られる状態になっていた問題で、安倍政権は11日、首相官邸で情報セキュリティ対策推進会議を開き、各府省庁の官房長らに再発防止を徹底するよう求めた。

議長を務めた杉田和博官房副長官は「今回の事案は遺憾だ」として、これまで「機密情報を扱う業務にグループメールサービスを利用しないように徹底を」と

求めた。

会議では、ほかに情報漏れ出が起きていないか点検し、内閣官房の情報セキュリティセンターに報告することも決めた。問題となった「グーグルグループ」は複数の人でメールを共有できるサービス。

### 1/2 朝刊

#### 個人情報14人分

#### 一時閲覧可能に

農は11日、インターネット上でメールを共有できる無料サービス「グーグルグループ」を使った連絡業務で、県が集めた個人情報が一時的にでも閲覧できる状態だったことを明らかにした。

県によると、閲覧可能状態だったのは、広域地域振興課が事務局となっていた交流グループ「京築の絆」で、

#### 会報誌の編集委員を依頼

していた県民14人の氏名や電話番号、メールアドレス。同課は昨年5、12月に同サービスで各委員にメールを送ったが、初期設定のままだったため閲覧可能になっていた。

県は個人情報の管理を徹底するよう改めて職員に指示する一方、インターネットサービスを利用の際は必ず閲覧設定を変更・確認するよう指示したという。

# 福岡県でも閲覧可能状態

読(朝) 113.07.12

## 「グーグルグループ」県民14人の情報

メール共有サービス「グーグルグループ」を通じて環境省などの内部情報が閲覧可能になっていた問題で、福岡県は11日、サービスを利用した職員が閲覧制限をかけておらず、県民14人の氏名や電話番号などの個人情報も誰でも閲覧可能な状態になっていたと発表した。悪用されたという報告はないという。

同県京築地方の地域おこし団体のメンバー14人とも「グーグルグループ」の初期設定のままでは閲覧できる状態になっていることを知らずに、住民14人の氏名や電話番号などが書かれたメールを4回送信したという。県は「大変申し訳ない。個人情報が含まれるメールは非公開にするよう注意喚起を徹底する」としている。

〈関連記事3面〉

### 福岡県でも閲覧状態

福岡県は11日、広域地域振興課の職員が「グーグルグループ」を使ってメールを送り、扱っていた地域誌の編集委員の個人情報インターネット上で閲覧できる状態になっていたと発表した。

個人情報、京築地域の振興組織発行の会報誌「豊

のくにけいちく」の編集委員の氏名、電話番号、メールアドレスなど。

職員がグーグル社の初期設定のまま、グーグルグループを使って同誌の編集委員14人に名簿を送り、閲覧制限をかけていなかった。設定を変更し、関係者に謝罪したという。

# 県もグーグルメール誤公開 14 個人情報

福岡県は11日、広域地域振興課の職員2人が米グーグルの無料メール共有サービスを開覧制限をかけないまま利用し、県民14人の氏名や電話番号など個人情報を含むメールがインターネット上で誰でも閲覧できる状態になっていたと発表した。県は同サービスの利用を原則、改めていない。システム管理課は第

福岡県は11日、広域地域振興課の職員2人が米グーグルの無料メール共有サービスを開覧制限をかけないまま利用し、県民14人の氏名や電話番号など個人情報を含むメールがインターネット上で誰でも閲覧できる状態になっていたと発表した。県は同サービスの利用を原則、改めていない。システム管理課は第

は不明だが実害は報告されていない」としている。中央省庁で同様の問題が発覚したことを受け、県が内部調査して判明した。県によると、2人のうち1人が昨年、京築地域の地域おこしグループの会報誌を発行する編集者14人の氏名や電話番号、メールアドレスを掲載した名簿を作成、このサービスを利用し、名簿

を添付したメールを送信した。このサービスは2人で管理しており、閲覧制限がかかっている状態の初期設定を変更していなかったという。ほかに同課の職員1人が同様に閲覧制限せずサービスを利用して個人情報のやりとりはなかった。県は「情報管理を徹底し、再発防止に努めたい」としている。

（二ノ宮 成）

# ミッシング

福岡県メール公開状態に「グーグルグループ」問題 インターネット上でメールを共有できるグーグルの無料サービス「グーグルグループ」で中央省庁職員のメールが誰でも閲覧できる状態になっていた問題で、福岡県は11日、職員3人の業務メールが外部から見られる状態だったと発表した。この2人のメールには、まちづくりの会報の編集委

員を務める市民ら15人の氏名や電話番号などが含まれていた。県は閲覧設定を変更、関係者に電話で謝罪した。

本庁各課（室）長  
各出先機関の長 } 殿

総務部県民情報広報課長  
総務部システム管理課長

### 電子メールによる個人情報漏えい等の事故防止について（通知）

電子メールの取扱いについては、これまでも再三にわたり注意喚起を行ったところですが、今般、企画・地域振興部の職員及び福祉労働部において事業を委託した公益法人が、複数の相手に電子メールを送信する際にメールアドレス等を表示した形で誤送信し、個人情報流出する事故が相次いで発生しました。

このことは、個人の権利利益を損なうばかりでなく、県政に対する県民の信頼を失墜させる重大な事態であり、誠に遺憾であります。

つきましては、下記の実施に当たり、遺漏のないようお願いいたします。

#### 記

#### 1 電子メールの誤送信対策

##### (1) 行コミにおける電子メール

平成23年10月以降、外部へのメール送信時の確認機能を導入してきたが、誤送信が続発する事態を受け、1月25日から次の措置を講じることとする。

- ・ 庁外に送信する場合、システム上、宛先欄又はCc欄に複数の宛先を指定した場合は、送信不能とする。
- ・ このため、複数の宛先指定はBcc欄のみ可とする。

##### (2) 所属独自で導入している電子メール等

所属独自で導入している電子メール、また、業務委託先の事業者が利用している電子メールについても、上記に準じたシステム上の対応や、送信前チェックを二重化するなど、誤送信対策の強化を図ること。

#### 2 個人情報の漏えい防止に関する自己点検等の実施

##### (1) 職員が遵守すべき事項の確認

平成24年11月8日付チラシ「個人情報等の漏えい防止対策の強化について」を全職員に配布し、会議や研修などを設け趣旨を説明すること。

## (2) 点検等の内容

### ア 職員に対する自己点検

添付の「個人情報等漏えい防止対策 理解度チェックリスト」を全職員に配布し、自己点検を実施し、その結果を別紙1により報告すること。

### イ 個人情報の取扱いを伴う事務の委託先に対する監督

「個人情報の取扱いを伴う事務の委託先に対する監督について」(平成22年10月18日22広第1044号)を参考に、「委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト」等を委託先から提出させ、委託先の監督を実施し、その結果を別紙2により報告すること。

## (3) 報告方法等

### ア 報告方法及び期限

電子メールにより、平成25年1月28日(月)までに報告すること。

### イ 報告及び問い合わせ先

#### (ア) 職員に対する自己点検結果について(報告)

システム管理課 開発指導班

メールアドレス: system-shidou@pref.fukuoka.lg.jp

#### (イ) 個人情報の取扱いを伴う事務の委託先に対する監督結果について(報告)

県民情報広報課 情報公開係

メールアドレス: i020255@pref.fukuoka.lg.jp

#### 4 個人情報保護条例の運用状況について（報告）

- ・個人情報保護条例の運用状況について

## 平成24年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

### 1 自己情報の開示請求の状況

#### (1) 文書による開示請求と決定の状況

平成24年度の文書による自己情報の開示請求の件数は323件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数8件を除いた315件です（表1-1）。

表1-1 文書による自己情報の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の件数	決 定 の 状 況					取下げ
	開示	部分開示	不開示	不存在	却下	
323	70	240	5	4	2	6



(2) 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、警察本部長236件、知事71件等となっています  
(表1-2)。

表1-2 実施機関別の文書による自己情報の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	開示請求 の件数	決 定 の 状 況					取下げ	
		開示	部分 開示	不開示	不存在	却下		
知 事	総務部	5	4					1
	企画・地域振興部							
	新社会推進部							
	保健医療介護部	21	12	3	3	2	2	1
	福祉労働部	34	26	6				2
	環境部	1	1					
	商工部	2	1	1				
	農林水産部							
	県土整備部	7	5	2				
	建築都市部	1			1	1		
	会計管理局							
	小計	71	49	12	4	3	2	4
議 会								
公営企業の管理者								
教育委員会	6	3	3					
選挙管理委員会								
人事委員会	4	4						
監査委員								
労働委員会								
警察本部長	236	8	225	1	1		2	
海区漁業調整委員会								
内水面漁場管理委員会								
公安委員会								
収用委員会								
地方独立行政法人	6	6						
合 計	323 (100.0%)	70 (21.7%)	240 (74.3%)	5 (1.5%)	4 (1.2%)	2 (0.6%)	6 (1.9%)	

注 秘書室は、総務部に含まれます。

### (3) 不開示事由適用件数

開示請求に対しては、請求に係る個人情報中に開示請求者以外の個人に関する情報や事業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成24年度における不開示事由の事由別適用件数は、表1-3のとおりです。

表1-3 不開示事由の事由別適用件数

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第14条第1項各号		件 数		
		不開示	部分開示	計
第1号	開示請求者以外の個人情報		116	116
第2号	事業情報		4	4
第3号	審議・検討等情報			
第4号	行政運営情報		155	155
第5号	評価判断情報		7	7
第6号	警察職員情報		206	206
第7号	捜査等情報		14	14
第8号	法令秘情報			
第9号	未成年者等情報			
第10号	会派情報			
計			502	502

注1 重複適用があるため、表1-1の件数と合致しません。

注2 存否応答拒否は除いています。

### (4) 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表1-4のとおりです。

表1-4 主な開示請求の内容

請 求 内 容	件 数	実 施 機 関
警察が作成した相談カードに記載された自己情報	109	警察本部長
警察が作成したサービス日誌に記載された自己情報	60	警察本部長
警察が作成した物件事務報告書に記載された自己情報	60	警察本部長
身体障害者手帳の申請書類	14	知事（福祉労働部）
県職員採用試験における総合得点、順位等	4	人事委員会

(5) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成24年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、9,352件です（表1-5）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成24年度は、知事が22、教育委員会が7、人事委員会が5、警察本部長が14、地方独立行政法人が20、合計68の試験又は選考が対象となっています。

表1-5 簡易開示の状況（件数は平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知	調理師試験	39	合否発表の日から1か月間
	クリーニング師試験	3	合否発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	5	合否発表の日から1か月間
	福岡県歯科技工士試験	24	合否発表の日から1か月間
	福岡県准看護師試験	3	合否発表の日から1か月間
	登録販売者試験	4	合格発表の日から1か月間
	福岡県介護支援専門員実務研修受講試験	4	合否発表の日から1か月間
	技能検定試験	2	合否発表の日から1年間
	職業訓練技能員試験	7	合否発表の日から1か月間
	事	福岡県立高等技術専門校訓練生選考試験	173
福岡県障害者職業能力開発校入校選考試験		4	合否発表の日から1か月間
採石業務管理者試験		1	合否発表の日から1か月間
小計		269	

教育委員会	福岡県教育委員会職員採用選考試験	1	合否通知を送付した日の翌日から1か月間
	福岡県立高等学校入学者選抜	6,870	合格発表の日(全日制課程において補充募集が行われる場合は、当該補充募集の合格発表の日)の翌日から1か月間
	福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	11	入学者決定結果通知を送付した日の翌日から1か月間
	小計	6,882	
人事委員会	福岡県職員採用Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類試験	571	合否発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験	29	合否発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員採用選考(人事委員会が実施する職員採用選考に係るものに限る。)	16	合否発表日の翌日から3か月間
	小計	616	
警察本部長	福岡県警察官A(男性)採用試験	298	合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官B(男性)採用試験	68	合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官A(女性)採用試験	52	合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官B(女性)採用試験	42	合格発表の日から1か月間
	福岡県警察官C採用試験	1	合格発表の日から1か月間
	猟銃等講習考査	122	合否発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了考査	170	合否発表の日から1か月間
	機械警備業務管理者講習修了考査	21	合否発表の日から1か月間
	警備員等検定学科試験	146	合否発表の日から1か月間
	警備員等検定実技試験	84	合否発表の日から1か月間
	駐車監視員資格者講習修了考査	76	合否発表の日から1か月間
	小計	1,080	

地 方 独 立 行 政 法 人	九州歯科大学入学者選抜試験	139	4月16日から1か月間
	九州歯科大学アドミッション・オフィス入学試験	26	4月16日から1か月間
	福岡県公立大学法人職員採用試験（九州歯科大学）	7	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	福岡女子大学入学者選抜試験	125	学生募集要項に定める期間
	福岡県立大学入学者選抜試験	130	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	67	4月16日から1か月間
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	1	4月16日から1か月間
	福岡県立大学人間社会学部転・編入学試験	3	4月16日から1か月間
	福岡県立大学大学院入学者選抜試験	6	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	福岡県公立大学法人職員採用試験（福岡県立大学）	1	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	小計	5050	
合計	9,352		

## 2 自己情報の訂正請求の状況

訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認めるとき、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。）の請求ができるものです。

平成24年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

## 3 自己情報の利用停止請求の状況

利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）又は電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して利用又は提供をされていると思料するとき、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成24年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

#### 4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。

平成24年度は、不服申立てが2件ありました（表2）。

表2 不服申立ての状況

不服申立案件	実施（諮問）機関	不服申立年月日	個人情報保護審議会		実施（諮問）機関の裁決又は決定	
			諮問年月日	答申年月日	裁決等年月日	裁決等内容
「児童に関する記録等」部分開示の件	知事	24.9.27	24.10.29	25.2.22	25.3.21	一部認容
「不適格事実照会受理票」部分開示の件	公安委員会	24.12.18	25.3.21	25.7.18	—	—

#### 5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置しています（設置は平成4年5月1日）。

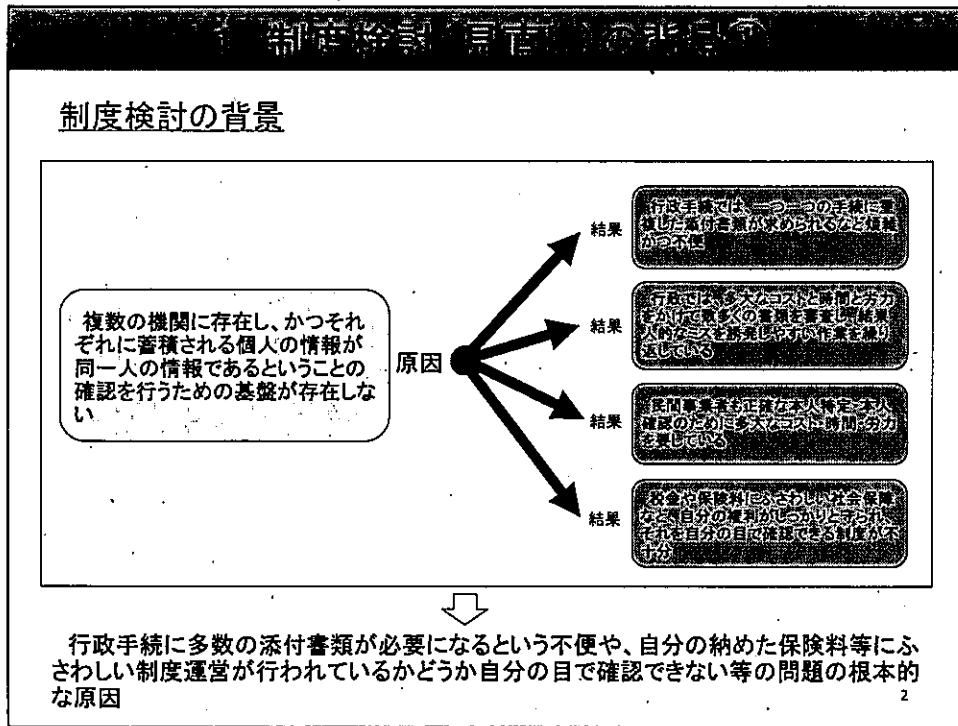
平成24年度は、「福岡県警察本部への行政処分票の備付け及びインターネットのホームページによる警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分情報提供事務」に係る諮問が1件あり、答申がなされました（表3）。

表3 個人情報保護審議会の答申

答申年月日	件名	実施（諮問）機関	諮問年月日
24.11.29	「福岡県警察本部への行政処分票の備付け及びインターネットのホームページによる警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分情報提供事務」について	公安委員会	24.10.18

5 その他

# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)について

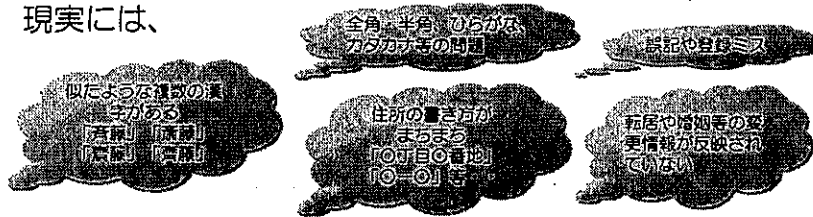




## 制度間の共通情報の背景

既存のデータシステムには、漏れなく「氏名」「住所」「性別」「生年月日」等の共通情報が含まれているはずだが…

現実には、



各制度間で保持している情報と完全一致しなければ、同一人物であるか否かを特定しづらい。

各制度で共通して利用できる「番号」を利用して同一人物であることを特定

↳ 国民一人一人に割当て(12桁)

3

## 番号制度の仕組み

個人に、

- ① 悉皆性 (住民票を有する全員に付番)
- ② 唯一無二性 (1人1番号で重複のない付番)
- ③ (将来的な) 官-民の関係で流通しても利用可能な「視認性」
- ④ 最新の基本4情報 (氏名、住所、性別、生年月日) と関連付けられている

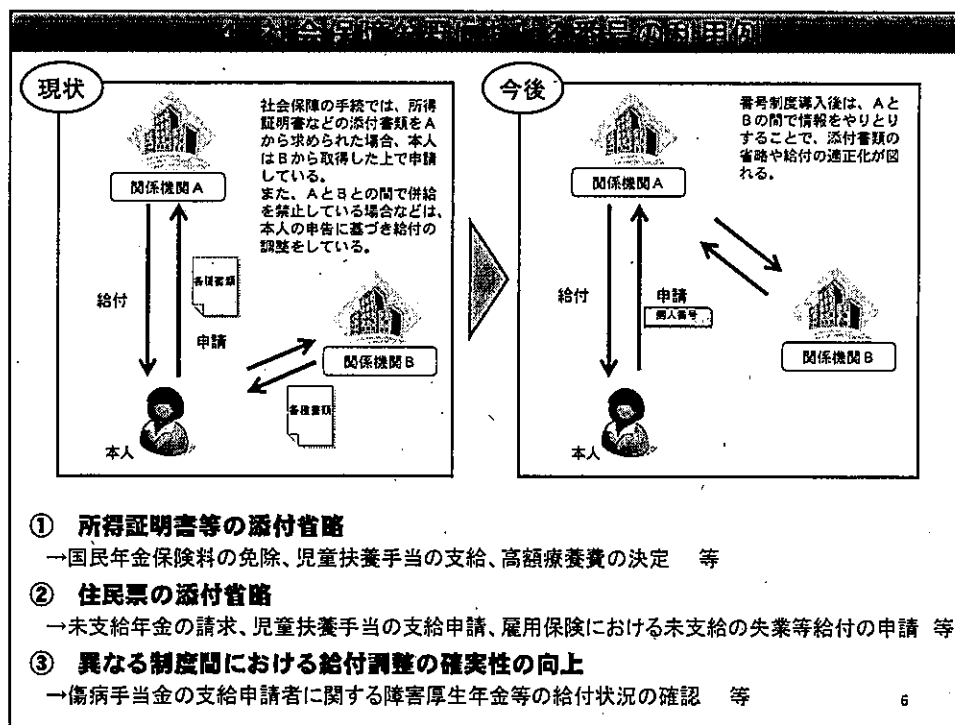
新たな「個人番号」を付番

※ 法人等には、上記①~③の特徴を有する「法人番号」(12~13桁)を付番

4

社会保険分野	年金分野	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 別表第一(第9条関係) ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療その他分野	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
	税分野	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調査等に記載、当局の内部事務等に利用。
	災害対策分野	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。<sup>5</sup>



## 5 番号制度に起因する不安や懸念

番号制度の導入に対し、次のような不安や懸念が考えられる

- 個人情報の追跡・突合に対する不安や懸念
  - ✓ 個人情報が外部に漏洩するのでは？
  - ✓ 集積・集約された個人情報により、本人が意図しない個人像が構築されるのでは？
  - ✓ 差別的な取扱を受けるのでは？
- 財産的被害に対する不安や懸念
  - ✓ 「なりすまし」等、番号や個人情報の不正利用等によって、財産的被害を受けるのでは？
- 国家管理に対する不安や懸念
  - ✓ 国家により、個人の様々な個人情報が「番号」をキーに名寄せ・突合されて、一元管理されるのでは？

7

## 6 不安や懸念に対処する対応措置

- 番号の目的外利用及び提供の制限  
～利用可能な事務を法律で規定～
- 特定個人情報保護評価の実施  
～情報を適切に管理するため、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）が取り扱われる前に、個人プライバシー等に与える影響をあらかじめ予測・評価し、回避する措置を講ずることを義務づけ～
- 特定個人情報保護委員会による監督  
～第三者委員会による、番号利用者や利用状況に対する監視・監督～
- 番号の盗用や不正な提供、守秘義務違反などの行為に対する罰則（厳罰化）
- 番号のみでの本人確認の禁止  
～個人番号カード（写真付）等による本人確認の実施を義務付け～
- マイ・ポータルによる情報提供記録の確認  
～自分の情報がいつ、何に利用されたのかを自分で確認できる仕組み～

8

## 7 番号法と審議会との関係について

### ○ 条例の一部改正

番号法に、個人情報の取扱いに関する例外及び罰則の強化が盛り込まれたことから、その整合性を図るために、個人情報保護条例の一部を改正する必要がある。

→ 審議会への諮問・答申を行う。

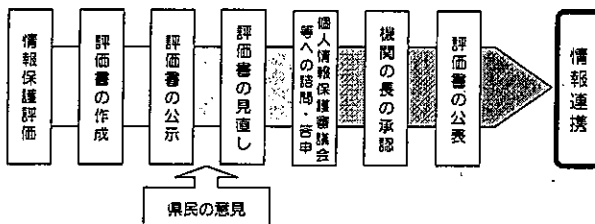
### 【個人情報保護条例の主な改正点】

- ・ 目的外利用を認めるときを、特定個人情報については、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限定
- ・ 特定個人情報(12桁の個人番号をその内容に含む個人情報)の開示・訂正・利用停止の請求については、本人に代わって請求できる者を任意代理人まで拡大 等

### ○ 特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)が取り扱われる前に個人プライバシー等に与える影響を予測・評価し、軽減する措置をあらかじめ講じる制度であるが、地方公共団体の長が実施する一部の評価については、個人情報保護審議会等の諮問機関に諮問した上で、承認を行うこととされている。

【フロー図(全項目評価)】



## 8 番号法による移行期間の経過と関係条例

	2012(H24)年度	2013(H25)年度	2014(H26)年度	2015(H27)年度	2016(H28)年度	2017(H29)年度
番号				H27.10	H28.1	H29.1
体制	担当課決定 の等設置	番号導入による組織体制の整備	番号導入による業務の見直し			
給与			給与支払等事務への対応			
研修			番号取扱職員への研修等			
条例		独自利用事務の検討	条例の制定			
		個人情報保護条例等の改正内容を調査	条例の改正			
システム	(既存業務) (既存業務) (中間システム) (IPシステム)	影響度 調査	設計・PIA・開発	テスト	テスト	テスト
		▲導入ガイドライン(中間とりまとめ)		導入・テスト	テスト	テスト
		▲技術標準		ガガガガガガ	テスト	